

約11万8千世帯の内138人(世帯)が身元確認できず・・・と

66人が精神疾患や認知症、72人が法的死亡他(内西成56人)

何が問題なのか・・・住民票・外国人登録地が不明でも命には・・・

6月21日朝日新聞夕刊に「大阪市の生活保護受給者、138人身元確認できず」という記事がありました。

少し前に、働いて得たお金を役所に収入として報告していなかった不正が発覚、偽名で生活保護を受けていた人が別の名前で働いていたので把握できなかったといわれていました。そんなことが起こるのは、身元確認をちゃんとしていないからだ、ということ、問題となったものです。

大阪市が調べたところ、生活保護受給世帯約11万8千世帯の内138世帯(全て単身だろうから、人Ⅱ世帯)が身元不明と把握されたということです。世間が想像し、大騒ぎした割には、実態は少なかつたという結果となっています。

もともと、生活保護は、命に関わるので、住民票のある場所や本籍が不明だから対象外にするという制度ではありません。少し落ち着いてから、探すというのが実務的対応で、本来のあるべき姿だと思います。

極端な話、意識不明で救急搬送され人が、身元確認できないうからといって入院を受け入れてもらえず、結果死

亡したら、それは「殺人」といわれるべきでしょう。

それほど極端でなくても、身元不明で施設に入った人が、数日後に一時意識を失い倒れたことから、後日落ち着いて精密検査したら心臓の病が見つかり命拾いしたということもあります。

身元不明で生活保護をかけることは、決して非難されることはありません。しかも、数もそう多くありません。不明なままになっている人も、精神疾患や認知

症で意思疎通が困難になった人が半数近くで、残りが失踪宣告を受けて法的に死亡している人、各地を転々としている内に本籍等がわからなくなった人など、法的に生き返る手続きや本籍を探すのに時間のかかる人ばかりのようです。役所としては、当人の生活記録によつて、戸籍を新たに作る就籍手続きを援助する方針だと伝えられています。

せめて、本籍地や住民票のある場所を確定してから生活保護申請したいと考えている人もいるかも知れませんが、生活不安定では手続きできません。まず、生保申請をしてから、人の助けも借りて探しましょう。

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゅくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゅく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき (あいらん地域) 内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そうだん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゅくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさかしりつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

2) 施設相談

にち さんしょくふろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そうだん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたく ほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。